

---

# 吸収分割に係る事後備置書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び同法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく書面)

(吸収分割)

2024 年 4 月 1 日

楽天グループ株式会社

みん就株式会社

---

2024年4月1日

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号  
楽天グループ株式会社  
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号  
みん就株式会社  
代表取締役 石角裕一

楽天グループ株式会社（以下「楽天」といいます。）とみん就株式会社（以下「みん就」といいます。）とは、2024年2月22日付吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約書」といいます。）に基づき、楽天を吸収分割会社、みん就を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を実施しました。会社法第791条第1項第1号及び同法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は下記のとおりです。

## 記

### 1. 吸収分割が効力を生じた日

（会社法施行規則第189条第1号）

2024年4月1日

### 2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

（会社法施行規則第189条第2号）

#### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

本件吸収分割は、会社法第784条の2但し書きに定める場合に該当するため、株主には会社法第784条の2の規定に基づく請求権がございません。

#### (2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本件吸収分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

#### (3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

楽天は、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

- (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）  
楽天は、会社法第 789 条の規定に従い、2024 年 2 月 26 日付官報及び電子公告により、本件吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

本件吸収分割において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。

- (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

みんなは、会社法第 797 条第 2 項第 2 号括弧書の規定に基づき、特別支配会社である当社に株式買取請求権はないため、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく株主からの株式買取請求はございませんでした。

- (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

みんなは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2024 年 2 月 26 日付官報及び電子公告により、本件吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務

（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

みんなは、本件吸収分割の効力発生日である 2024 年 4 月 1 日をもって、楽天から、本件吸収分割契約書に定める権利義務を承継いたしました。

5. 本件吸収分割に係る変更登記をした日

（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2024 年 4 月 1 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上